2025年10月18日

令和７－２２

弁済による代位に関する次のアからオまでの各記述のうち，判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは，後記１から５までのうちどれか。（解答欄は，［No.22］）

ア．債務者のために弁済をした者は，その債務者に対する求償権を取得しないときであっても，弁済による代位をすることができる。

イ．債務者のために弁済をした者が弁済による代位により取得した抵当権の被担保債権は，原債権である。

ウ．連帯債務者の一人が弁済をしたときは，その連帯債務者は，他の連帯債務者に対して有する求償権の範囲内で，弁済による代位により取得した連帯債務に係る債権を行使することができる。

エ．債権者は，代位弁済により債権の全部の弁済を受けたときは，代位者に対し，債権に関する証書を交付すれば足り，自己の占有する担保物を代位者に交付する必要はない。

オ．ＡのＢに対する債権について，保証人Ｃと，物上保証人である抵当権設定者Ｄとが存在する場合において，Ａが抵当権の放棄をしたときであっても，その放棄について取引上の社会通念に照らして合理的な理由があると認められるならば，Ｃは，保証債務の全部又は一部を免れない。

１．ア　ウ　２．ア　エ　３．イ　ウ　４．イ　オ　５．エ　オ

正解　２

肢ア

弁済による代位，４９９条，確かに条文上の要件はないが，代位の制度は，求償権を確保するための制度。求償権を取得しないときは，代位できない。

基本的に，意思に反しても求償権を取得する。７０２条など

肢イ

求償権，原債権，担保権。担保権は，原債権についている。随伴性

肢ウ

代位の制度，求償権の範囲内で，代位できる。

肢エ

担保があれば，交付する必要がある。代位により，原債権，担保権が移る。

肢オ

確かに，Ｃには不利益は生じているが，やむを得ない場合にまで，Ａが不利益をうけるのは酷。そこで，５０４条２項で例外を定める。

令和７－２３

更改に関する次のアからオまでの各記述のうち，判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは，後記１から５までのうちどれか。（解答欄は，［No.23］）

ア．債務者の交替による更改は，債権者，更改前の債務者及び更改後に債務者となる者がその旨の契約を締結しなければ，効力を生じない。

イ．債務者の交替による更改があったときは，更改後の債務者は，更改の効力が生じた時に更改前の債務者が主張することができた抗弁をもって債権者に対抗することができる。

ウ．債権者の交替による更改は，確定日付のある証書によってしなければ，第三者に対抗することができない。

エ．債務者Ａの債権者Ｂに対する債務を担保するため，Ａ所有の土地について抵当権が設定された場合において，債権者をＢからＣに交替する更改をするときは，Ｃは，更改前の債務の目的の限度でその抵当権を更改後の債務に移すことができる。

オ．債務者Ａの債権者Ｂに対する債務を担保するため，Ｃ所有の土地について抵当権が設定された場合において，その債務について債務者をＡからＣに交替する更改をするときは，Ｃの承諾を得なくても，更改前の債務の目的の限度でその抵当権を更改後の債務に移すことができる。

１．ア　イ　２．ア　エ　３．イ　ウ　４．ウ　オ　５．エ　オ

正解　４

肢ア

５１４条１項

債務者の更改は，債権者，更改後に債務者でできる。更改前の債務者は通知

肢イ

債務者，更改，前の抗弁で対抗できない。

自らの主張として，錯誤取消などは考えられる。

肢ウ

債権者の更改，債権譲渡と類似性あり。債権者の交代を伴う点で。

５１５条２項。

肢エ

５１８条１項，担保を移せるのは，C ではなく B。

設定者の意思を無視して担保を移転できない。

債権譲渡とは異なる。債権譲渡だと随伴性。

更改の場合，あらたな設定。

肢オ

５１８条１項

債務者交代。

Ｃの承諾なくても，債権者は，移すことができる。

債権者と新たな債務者の合意で行う。担保の必要性があれば移せる。